

# 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の保有する 法人文書の開示実施方法及び開示請求手数料等に関する規程

令和6年11月20日

令和6年規程第28号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第1項並びに第17条第1項及び第2項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構における法人文書の開示の実施の方法及び開示請求に関する手数料（以下「開示請求手数料」という。）その他同法の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (文書又は図画の開示の方法)

第2条 文書又は図画は、閲覧又は写しの交付により開示することとする。ただし、法第15条第1項のただし書の規定が適用される場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを閲覧させることとする。

## (文書又は図画の写しの交付の方法)

第3条 法第15条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法（第3号に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）とする。

- 一 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- 二 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付
- 三 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第4号において同じ。）に複写したものの交付

## (電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 電磁的記録について、法第15条第1項に基づき機構が定める方法は、それぞれ次の各号に掲げる方法とする。

- 一 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- 二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- 三 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

#### 四 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

##### (手数料の額)

第5条 法第17条第2項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき1,200円
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び第7条において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合(既に開示の実施を求めた際の基本額が1,200円を超えるときを除く。))にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が1,200円に達するまでは無料とし、1,200円を超えるときは当該基本額から1,200円を減じた額とする。

##### (手数料の納付等)

第6条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、機構が指定した銀行口座への振込みによる納付その他機構の指定する方法により機構に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する方法により、手数料を納付する場合には、法第4条第1項の規定による請求又は法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、手数料を振り込んだことを証明する書類を併せて提出するものとする。
- 3 第1項に規定する手数料を開示請求者等が納付するに当たり必要な振込手数料等の経費は、開示請求者等の負担とする。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料に加えて、送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において当該送付料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納付するものとする。
  - 一 機構が指定した銀行口座への振込みによる納付
  - 二 郵便切手を郵送することによる納付
  - 三 料金受取人払いの郵便又は宅配便等

##### (複数の法人文書の請求に対する取扱い)

第7条 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第5条第1号の規定の適用に当たっては、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における第5条第2号ただし書の規定の適用に当たっては、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- 一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存をするためまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

## 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

### (手数料の減免)

第8条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定に基づき開示の実施方法等の申し出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した次条で定める申請書を機構に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

### (手続様式)

第9条 法の規定に基づき開示請求をしようとする者、開示の請求の実施方法を申し出ようとする者、法人文書の更なる開示を申し出ようとする者若しくは開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者は、別に定める様式を利用し、機構に対して提出することができる。

### 附 則

この規程は、令和6年11月22日から施行する。

### 別表(第5条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付(ハに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	複写したものの交付	
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 用紙に出力したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ハ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ホ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項ロ又はハ、2の項ロ又はハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		